

# 理 由 書

本理由書は、秩父都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I. 秩父都市計画区域の位置等

秩父都市計画区域は、都心から約70km圏、埼玉県西部に位置しています。また、秩父都市計画区域に含まれる土地の区域は、秩父市、横瀬町、皆野町の行政区域の一部です。

### 【3・5・11号山の手通線】

本路線は、秩父市の大字大野原字下小川を起点とし、大字上影森字一本木に至る延長約8,690m、幅員15mの幹線街路です。

## II. 変更の理由

都市計画道路3・5・11号山の手通線は、秩父地域の主要交通を担う広域幹線街路で、国道140号の一部を担う都市計画道路です。

今回の変更は、秩父市の中心市街地にある秩父セメント第一工場跡地について新たな土地利用の促進を図るとともに円滑で安全な交通を確保するため、廃線となっている秩父鉄道秩父セメント第一工場引込線との立体交差について、平面構造に変更するものです。

併せて、車線の数を決定するものです。

## III. 変更の内容

名称	延長	車線の数	幅員	変更内容
3・5・11号山の手通線	約8,690m	2車線 (-)	15m	・交差構造の変更 ・車線の数を決定

括弧内は変更前を示す。